

令和4年8月発行

# 請地だより

— 第51号 —

発行

たかさき法律事務所

〒370-0067 高崎市請地町11番地6  
TEL.027-325-9123 FAX.027-325-4101

- ホームページURL  
<http://takasaki-law.gr.jp/>
- メールアドレス  
office@takasaki-law.gr.jp

## 残暑御見舞申し上げます

今年はまだ半分と少しを過ぎたあたりですが、ロシアによるウクライナ侵攻、急速な円安、世界的な物価上昇、そして安倍元首相の殺害など、歴史的な事件が次々と勃発しました。そしてこれらの事件は、いずれも、事前に充分に予想できていたとは言いがたいものでした。たとえば、ロシアによるウクライナ侵攻については、多くの専門家が、米国からの

侵攻間近との情報提供等にもかかわらず、「ロシアのウクライナ侵攻はあり得ない」「なぜならロシアにメリットがほとんどない一方でデメリットが甚大であるからだ」等述べていました。そしてその予測は残念ながら外れる結果になり、生じた被害は甚大でした。このような事態の発生から、たとえ確率が低いと思われたとしても、ありうるリスクであ

る以上それに備えている必要があると感じました。

日常の中には、災害リスクや経済的リスクなど、普段あまり意識していないようなリスクが多く存在します。弊所は法律事務所であり、リーガルリスクへの対応を重要な業務のひとつとしており、リーガルリスクへの対応力を高め依頼者のニーズにお応えすることを目指して、常に体制の強化を検討してきました。

そのような中、弊所は、本年八月一日、新たに清水俊昌弁護士をパートナー弁護士として迎え入れることで、ひとつ体制を強化することができました。清水俊昌弁護士は、前橋地方裁判所で司法修習を終えられた後、同じく前橋市の熊川次男総合法律事務所でもキャリアをスタートされました。その後は伊勢崎市の井野法律事務所に入所され、同事務所をみやこ法律事務所と改称して独立して業務に従事されてきました。清水弁護士は、弁護士としても一二年以上のキャリア、温厚なお人柄、そして独立しておひとりで事務所を経営されてきた経験により、弊所に多くの知見をもたらす存在となるでしょう。

弊所スタッフ一同、今後は清水俊昌弁護士と共に全力で頑張つて参りますので、どうか今後ともご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願ひ申し上げます。



- 弁護士 長井 友之
- 弁護士 田島慎太郎
- 弁護士 清水 俊昌
- 弁護士 飯野 豪
- 弁護士 栗原 秀和
- 弁護士 佐藤 亮
- 弁護士 並木 駿介
- 弁護士 松野 弘輝
- 事務局 武井 智子
- 廣木 朋子
- 堀内 敦子
- 藤橋 こずえ
- 吉田 眞樹子
- 中島 裕子
- 宮前 香保

弁護士 田島慎太郎

# 入所及びパートナー就任のご挨拶

弁護士 清水 俊昌

はじめまして。弁護士の清水俊昌（しみずとしまさ）と申します。令和四年八月一日から、たかさき法律事務所に入所し、パートナーに就任いたしました。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

私は、今年で弁護士一三年目になりました。平成二十一年一二月に群馬弁護士会に弁護士登録してから、前橋市の熊川次男総合法律事務所で一半年ほどお世話になり、平成二十三年八月一日、伊勢崎市にあった井野法律事務所に入所しました。その後、私一人で法律事務所を経営するようになり、平成二十九年七月二日には、みやこ法律事務所と改称し、伊勢崎市では丸一一年間にわたり、弁護士業を行って参りました。

私が弁護士を目指したのは、高校三年生の冬ころです。幼いころは病院にかかることが多かったため、いつかは人助けをしたいと思い、当時身近であった医者を目指していました。しかし、生活していく中で、法律的なトラブルのように、弁護士などの専門家なしでは解決するのに困難を極めるものがあることを知りました。そして、私の周りには弁護士

がいなかったことから、弁護士とはどういう職業なのだろうと興味を持ちました。そこで、私は、同じく人助けをするとしても、弁護士という選択肢もあるのではないかと思い、弁護士を目指すことにしたので。大学受験間際の方向転換でしたので、自分自身苦労しましたし、また周りに苦労をかけることも多かったのですが、そのときの決断があったからこそ、今の自分があるのだと、時に振り返ることがあります。

私は、東京都で生まれ、埼玉県で育ちました。群馬県は地元ではありません。しかし、住まいが高崎線沿線だったこともあり、幼いころから、高崎線や「高崎行」「前橋行」という言葉に慣れ親しんできました。司法修習という研修の際に前橋を選択したのも、群馬県に対して、どこか親しみを持っていたからなのだと思います。その群馬県で暮らし始めて、早一四年が経とうとしております。群馬県の方々は、豪快で、何より温かみを感じます。埼玉県の良さととは違った群馬県の居心地の良さを感じます。また、群馬県の食の豊富さに目を見張りました。肉が好きな私は、

まずスーパーで売っている肉のレベルの高さに驚きました。そして、野菜も魚もおいしいのです。外食もまた然りです。東京で同じレベルのものを食べるとすれば、いくらするのだろうと考えることもしばしばです。お酒には強くなく、食べるのが好きな私にとっては、食の充実は重要な関心事です。そのような意味からも、群馬県で仕事をしていくのが、これからも楽しみです。

これまで私は、弁護士はご相談者やご依頼者に寄り添う存在でありながら、第三者的な立場にもあると考え、仕事をしてきました。ご相談の中で、難しいと思われる問題についても、意外なところから解決の糸口が見えてくる場合があります。時間に限りはありますが、できるだけお話を伺い、相談された方が置かれている立場を少しでも知ることができるよう、務めていきます。

また、相談される方の中には、問題に囚われてしまつて、なかなか前へ進めなくなっているように見える方もいらっしゃいます。第三者的な立場から、大局的に物事を捉え、道標のよくな役割ができるよう、心がけていきます。



私にとって、今回、自分が経営していた事務所をたたみ、たかさき法律事務所に移籍するのは、とても勇気のいることでした。以前、将来の志望を医者から弁護士へ方向転換したことに匹敵する決断だったといえます。しかし、これからの先の弁護士人生からすれば、間違いない決断だと思っています。私は、倦まず弛まず地道に弁護士業に取り組んできたつもりです。今まで培ってきた経験を十二分に活かし、たかさき法律事務所の一員として、尽力して参ります。

私自身、まだまだ勉強すべきことはたくさんありますが、皆様のお役に立てるよう、より一層精進して参ります。これからもご指導、ご鞭撻のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

## 清水弁護士加入の意義!!

弁護士 長井 友之

当事務所は、八月一日より、清水俊昌弁護士をパートナーとして迎えることができました。既に自らの法律事務所を順調に運営されてきた弁護士が、当事務所に籍を移し、当事務所において新たな活動の場を見出しにくれたことは、この上もなく嬉しいことでもあります。

すなわち、単に有能な所属弁護士の増員を果たせたと言うだけでなく、経営弁護士としての経験と研鑽を積まれた弁護士の加入は、当事務所の将来にとりまして、誠に心強く頼もしい慶事であります。

所属弁護士の層の厚さは、当該法律事務所のポテンシャル（提供できる法的サービスの品質と処理能力）を高め、顧客層のリクエストに応え続ける重要な契機となります。もちろん、所属弁護士の単なる【人数】が重要なのではなく、所属弁護士の【能力・情熱・人柄そして環境】が肝要となります。「三人寄れば文殊の智慧」と言われるように、事務所内における意見交換が活発であれば、より良い結果を実現できる可能性が高まります。また、依頼案件の分野・性質・特徴等に応じて、最適な人材を当該案件に投入することができます。このように、多くの弁護

士が在籍すること自体が一定の価値を創造しますが、更に、その弁護士等が多様な経験と個性、そして誠実さと情熱を併有しておることが、極めて重要であります。そして、所属弁護士間の円滑な意思疎通を担保できる環境も大切な要素であります。

清水弁護士の当事務所加入は、私から持ち掛け勧誘したことに始まりますが、それは私が清水弁護士の「能力・情熱・人柄」に大きな魅力を感じていたからであります。他方、清水弁護士は、何故に、当事務所への加入を決断されたのか？大切に育て上げた「みやこ法律事務所」を閉じて、新たに「たかさき法律事務所」に参加されるということは、弁護士人生の重大な変革であり、容易なことではありません。大いに悩み・迷われたはずであります。

後日、決断の理由を尋ねると、清水弁護士は、大要「たかさき法律事務所」の多彩な人材の在籍とチームワークによる事案対応、そして、意見の言い合える環境に魅力を感じた。」とのことでありました。この回答に接し、私は、清水弁護士をお誘いして間違いはなかったと確信いたしました。清水弁護士は、当事務所のメンバーとの切磋琢磨と協働により、更なる飛躍を自らに課されたわけでありました。

このような清水弁護士の「現状に安住せず、更なる成長を己に課す」といった姿勢は、当事務所の弁護士

に新たな刺激を与え、当事務所の更なる成長に資するものであり、こうした事務所の活力向上は、必ずや顧客層の皆様に還元・貢献できるはずであります。

## 清水弁護士を迎えて

弁護士 飯野 豪

この度、清水俊昌弁護士を弊事務所に迎えることとなりました。清水弁護士は、平成二十一年に弁護士登録を行った後、平成二三年から本年七月まで伊勢崎市内の事務所を守ってこられました。弁護士としても、経営者としても、清水弁護士は私の先輩にあたります。

私は、これまで清水弁護士と共に仕事に取り組んだことはありませんが、清水弁護士が弁護士会の委員会活動に尽力してこられたことを存じています。私が弁護士になりたてのころ、清水弁護士がとある委員会にて担当業務をしつかりとこなし堂々と発表している姿を目撃しました。後日清水弁護士に伺ったところ、清水弁護士は法的トラブルで困った方々の人助けをしたということでした。清水弁護士を志したとことです。本来業務で忙しくされているにもかかわらず社会的弱者のためにしつかりと対応されていた委員会活動のエピソードは、清水弁護士の有言実行、そして誠実なお人柄を如実に表すものでした。また、加入に際して清水

弁護士と時間を共にする中で、清水弁護士の穏やかで紳士的なお人柄に触れることができました。我々弁護士の顧客には何らかの紛争によりお困りの方が多いため、清水弁護士のお人柄に救われた方も少なからずいらっしゃるかと想像しています。

弊事務所においては、自らの事務所を経営していた弁護士がパートナー弁護士となるのは初めてのことであり、この意味でも清水弁護士の加入は非常に意義深いものです。自らの法律事務所を経営する弁護士は、弊事務所に魅力を感じない限り、弊事務所の経営者となることなど考え難いからです。当然ながら、弊事務所の至上命題は、顧客の皆様にとって魅力的な法律事務所であることです。もともと、同業者から評価されることは、弊事務所の提供できるサービスが同業者に一日置かれることを意味します。同業者から信頼を寄せられることは、顧客の皆様のご満足につながりうるものですし、弊事務所の体制が充実すれば、顧客の皆様に対するサービスの質も向上します。

長井、田島、私と異なる実績及び魅力を備えた清水弁護士の加入により、弊事務所は弁護士八名の体制となりました。皆様にご満足いただけるサービスを提供できるよう、体制のさらなる充実を図ってまいりますので、よろしくご願ひ申し上げます。

# 残暑お見舞い申し上げます！



長井 友之

ライフワーク！私にとっては「法律事務職員」の資格化の実現であります。このテーマについて日弁連において四半世紀に亘り取り組んできましたが、途半ばどころか二合目程度です。

医師にはサポートを受け得る看護師という制度的に安定した補助職（パラ・メディカル）がいます。その能力を担保する国家資格を有し、社会的認知が浸透した職業である看護師は、その役割・技量と社会的評価によって、自らの仕事に誇りを持ち、自らの人生を掛けるに足りる職業として、職務に打ち込めます。

医療機関と同様に分業とチームワークで成り立つ法律事務所においても、国家資格に基づく補助職制度（パラリーガル）を確立し、法律事務所が良質な法的サービスを提供できる体制を作りたいと思います。

私の余生での実現は難しいかもしれませんが、意味のある種を蒔いておこうと思えます。

田島慎太郎

衰えていく体を鍛え直し標準体型をキープするために、本年三月からパーソナルジムに通い始めました。脂肪が減ったのと同じくらい筋肉がついているので体重はほとんど変わらないのですが、体が軽く感じるようになってきました。

また、十数年間避け続けてきたゴルフについて、やっとレッスンに通い始めました。まだコースにも出ていませんが

ボールがまがりなりにも前に飛ぶのは思った以上に楽しく、いい息抜きになっています。

最後に、釣りにも手を出してしまいました。まだ本格的に始めてから三か月も立っていませんが、ビギナーズラックは恐ろしく、海では七八センチの真鯛を、エリアトラウトではイトウを釣り上げるなどの幸運に見舞われ、休日の新たな趣味となりました。

弁護士業のみではどうしてもなまってしまうため、意識的に体を動かす必要があります。今後仕事に支障が出ない程度で積極的に取り組みたいと思っています。

清水 俊昌

去年一月に四〇歳になり、私は今、不惑の真つ只中にあります。ところが、私にとっては、逆に変化の多い歳でもあります。まずは、たかさき法律事務所への移籍。仕事の環境が大きく変わりました。それから、料理。健康のために減塩はしますが、レシピ本に忠実に作り、食べることで、そして家族に振る舞うことが楽しみです。さらに、今まで興味があってもなかなか踏み切れなかった音楽。この歳になって、ピアノを始めました。まだレッスンに通い始めて数か月ですが、レッスンでうまくできればテキストに花丸をもらいます。まるで子ども時代に戻ったかのようです。ともすれば心地よい現状に浸ることも多いのですが、時間を見つけてこれからも変化を求めていこうと思えます。

飯野 豪

今夏、前橋市内でウクライナ国立歌劇場バレエ団公演のリハーサルを見ることが、昨今のウクライナ情勢に鑑み、本年の講演開催は危ぶまれていたものの、ダンサーの強い思いにより実現したそうです。前橋市内での開催にあたっては、団員を前橋市内で受け入れ、本番に備えてもらったとのことで、地元群馬県が劇団の活動をサポートできていることに喜びを感じました。私は本番を見ることができませんでした。美形ダンサーにだっこされて嬉しそうにしていました。

ウクライナの方々からこれまでより生活できるようなことを願ってやみません。

佐藤 亮

今夏は、司法修習生（司法試験に合格した法曹の卵で、裁判官、検察官または弁護士になるため勉強中です。）の指導担当を務めることになりました。六月初旬から九月の中頃まで、第七五期の司法修習生が、主に当事務所、修習に勤しんでいます。当事務所には多くの弁護士が所属していますから、私以外の弁護士から、手厚い(?)指導を受けているようです。

司法修習生は、司法試験合格直後で基本的な法的知識も十分であり、指導担当でありながら、教えられることもありました。また、若い司法修習生と接していると、自分が弁護士になってからの月日の流れを感じると共に司法試験合格当時のことを思い出しました。私自身、これからは、精進しなければと、気持ちを新たにしました。

並木 駿介

去る六月二四日、アメリカ合衆国連邦最高裁判所が、「人工妊娠中絶は憲法上の権利である」と宣言した一九七三年の「ロイ対ウェイド事件判決」を覆したことが日本でも大きく報じられました。日本ではあまり考えられないことですが、米国では、極めて政治性の高い、国論を二分するような議論について、裁判所が憲法解釈を介して積極的に関与し、社会の方向性を決定づける事例がいくつも見られます。人工妊娠中絶をめぐる議論はその最たる例ですが、アメリカでたびたび起こる銃乱射事件に対して銃規制が進まない理由も、連邦最高裁が、銃を所持・携行する権利を憲法上の権利として認めていることと無関係ではないでしょう。日米の司法文化の違いについて、改めて考えさせられる出来事でした。

松野 弘輝

私事ではございますが、この度で縁に恵まれて、結婚いたしました。二人で話し合い、結婚式を親族のみで小規模に行うことと決め、準備を始めたのですが、想像を越える多数の準備事項があり驚いております。これらの準備に二人で取り組むこと自体で夫婦らしくなっていくのだろうかとぼやきつつ、業務の合間を縫って準備を進めております。とうの昔に成人してありますものの、人生の大きな階段を一つ上ったことで、また少しだけ大人になったような気持ちです。そういえば、今の私の心境に近いのか、武田鉄矢の「少年期」という歌を口ずさむことが増えました。ありきたりですが、子どもころの自分に、今の自分はどうか映るだろうかと思っています。